

マレーシアのナジブ新政権と ブミプトラ政策の行方

小野沢 純 Jun Onozawa

拓殖大学国際学部 教授

(財)国際貿易投資研究所 客員研究員

- ・マレーシアでは、2009年4月にナジブ新政権が発足した。1年前の総選挙で与党連合（国民戦線）が大幅に後退したため、任期途中で退任を余儀なくされたアブドラ首相の後任として副首相のナジブ・ラザク氏が首相に就任した。
- ・2008年の総選挙を通じてブミプトラ（マレー人およびその他の先住民）を優遇する政策（ブミプトラ政策）の廃止を求めてきた野党が勢力を拡大するという政治環境の変化に対応して、発足直後のナジブ政権は2009年4月にサービス産業におけるブミプトラ資本の30%出資義務規制を撤廃し、さらに同6月には株式上場の条件だったブミプトラ資本の30%保有義務を撤廃するなどブミプトラ政策の段階的な見直しを始めた。
- ・その背景には世界金融危機の影響による経済不振を打開するために内外資本の投資促進を優先する必要に迫られたこと、そしてこれまで民営化などを通じて政府がブミプトラ資本の推進を支援する一方で、皮肉にもブミプトラ株式資本が売却されるなどにより、ブミプトラ資本の30%達成目標はなかなか実現できないという現実をナジブ政権が直視せざるをえなくなったからだ。
- ・しかし、ブミプトラ政策は、憲法153条で定められた「マレー人の特別な地位」の規定に準拠しているため、その廃止や抜本的な改革にはかなりの困難が予想される。

1. サービス・金融分野と株式市場でブミプトラ資本規制を緩和

マレーシアでは、2009年4月に副首相のナジブ・ラザク氏がアブドラ首相の後任として首相に就任し、ナジブ新政権がスタートした。2008年3月の総選挙で大躍進した野党連合からの政府突き上げが激しくなり、ナジブ新首相を取り巻く政治環境は厳しくなっている。

アブドラ首相からナジブ副首相への政権禅譲が既定路線となっていた2008年に、ナジブ氏はとくに野党側から批判の強いブミプトラ政策についてその緩和を示唆していた。同年10月に、ナジブ副首相は「新経済政策（以下、NEP）は1990年に終り、1991年から国民開発政策（NDP）に取って代わったが、ブミプトラが国内外で競争し、すでに自信をもつようになったならば、NEP的な要素を段階的に廃止してよいと私は思う」とBloombergのテレビ番組のインタビューで発言した。また、根拠のあるNEP批判には耳を傾けることを表明した⁽¹⁾。

そこで政権を引き継ぐやナジブ首相は、二度にわたってブミプトラ政策の緩和を導入した。

（1）サービス産業と金融分野の自由化

2009年4月下旬にサービス産業と金融部門で外資規制を緩和して、投資促進策を導入した。これはブミプトラ政策の緩和を意味する。

まず、サービス産業の自由化は、観光や健康関連など以下の27業種のサービス業種を対象にこれまで30%のブミプトラ資本参加が義務付けられていたが、これを即時撤廃した。外資100%出資を認めて規制緩和を実施した；

- コンピュータ関連サービス（データ加工サービスなど6部門）
- 健康・社会サービス（福祉サービス、子どものデーサービスなど5部門）
- 観光業（テーマパーク、会議展示センター、ホテル・レストランなど6部門）
- 運輸業（海運代理店業など3部門）
- スポーツ・レクリエーション部門
- ビジネスサービス（国際調達セン

ターなど4部門)
一レンタル・リースサービス

次に、金融分野の外資規制緩和策として、投資銀行およびイスラム銀行、保険会社（タカフル＝イスラム式保険業者を含む）の外資出資比率の上限をこれまでの49%から70%に引き上げた。これは「金融マスタープラン」に沿って金融自由化の一環としてなされた。ただし、商業銀行の外資出資比率は上限30%までとする従来の規制が据え置かれた。

（2）株式上場企業に対するブミプトラ政策の緩和

サービス産業と金融部門の自由化に続いて、同年6月30日に今度は上場企業のブミプトラ30%出資義務を撤廃し、同時に外国投資委員会（FIC）の役割の終結を決めた。

これまではFIC（外国投資委員会）の規定により、上場する企業はブミプトラの出資比率が30%以上なければ、上場できなかったが、6月30日の新政策で上場企業の30%ブミプトラ出資条件を撤廃した。また、初期公募株の12.5%をブミプトラに売らねばならないが、ブミプトラか

らの公募申請がなければ、出資条項が満たされたとみなされる。よって、株式上場におけるブミプトラ政策は実質的に撤廃されたことになる。

（3）外国投資委員会（FIC）の役割終結

ブミプトラ資本の30%所有というNEPの目標を達成する手段の一つとして1974年に外国投資委員会が設立され、企業の買収や合併についてブミプトラ政策の履行を監視してきた。今回の発表によって内外資本による企業の株式取得、買収、合併については外国投資委員会の承認が不要となった。これは外資企業にとっても投資ガイドラインの自由化であり、ブミプトラ政策の緩和と受け止められている。

6月30日には以上の他に、証券業の自由化と外国人による不動産取得の規制を緩和するなど一連の自由化政策も発表された⁽²⁾。

これと前後して、ナジブ首相は、政府の奨学金制度について来年度（2010年）からは成績が最も優秀な学生に対して、種族や宗教に関係なく、100%メリットクラシーを基準と

した奨学金制度（National Scholarship）を新たに導入すると発表した³⁾。これもブミプトラに優先的に奨学金を付与するという現行のブミプトラ政策に風穴を開けるきっかけになるかもしれない。

では、ナジブ政権に代わってから、なぜこのような自由化政策が導入されたのだろうか？

第1の要因は、世界金融危機に直面して国内の投資活動を活性化する必要があった。ブミプトラ政策を抜本的に見直すというわけではない。これまで経済危機に直面してNEPを棚上げにして投資を優先したことがある。80年代半ばにマイナス成長に陥ったとき、マハティール首相はブミプトラ資本の出資規制を見送り、外資100%の進出を奨励する政策を導入した。97～98年のアジア通貨危機のときも同様であった。今度は世界金融危機の影響を受けて輸出依存度の高いマレーシアでは2009年の経済成長率がマイナス4%台という厳しい見通しにある。すでに2008年11月にナジブ副首相兼財務相が中心になって検討した政府の総合経済対策の中には、製造業はおおむね

外資100%の投資が認められているが、ブミプトラ政策のもとで外資に出資比率規制が課せられていたサービス産業を自由化し、金融および不動産、商業部門における外国企業の誘致を強化する方針が打ち出されていた。首相に就任するや、前述のようにサービスおよび金融部門を自由化して、外資による投資活性化と資本市場の自由化、そして雇用創出を図ることを狙った。いわば世界金融危機を“外圧”にしてブミプトラ政策を徐々に自由化するという戦略である。

第2に指摘すべきは、そうはいつでも、ブミプトラ優遇のこれまでの政策に対して投げかけられた非マレー一人からのさまざまな批判を考慮して取られた政策変更という側面を否定できない。National Scholarshipを導入するようになったのがその例である。それには2008年3月の総選挙の結果、与党連合が大幅に後退し、逆にブミプトラ優遇政策の見直しを求めていた野党勢力が躍進したという背景がある。そこで、総選挙後のマレーシア政治環境の変化を見ておく必要がある。

2. 野党躍進がブミプトラ政策の見直しを迫る

2003年10月末にマハティール首相から政権を引き継いだアブドラ時代の5年間には、見るべき開発の成果がなかった。当初は汚職撲滅をスローガンに掲げて国民の期待が大きかったが、その効果ははっきりしない。ただ、強権を発動してまで開発を推進したマハティール前首相とは対照的に、アブドラ首相の穏便な政治手法は、“開かれた政治”と称されて、議会運営やマスメディア、NGOに対しても政権批判を許容する姿勢をとり、その意味で政治的な自由化・民主化が進んだといえる⁽⁴⁾。

反面、野党やNGO団体の政府批判がこれまで以上に自由になり、アブドラ首相のリーダーシップが著しく後退した。与党中核のUMNO（統一マレー人国民組織）内における統帥力は決して強くなく、なかでも娘婿のカイリー・ジャマルデインUMNO青年部副委員長の権力志向を抑えることができなかった。もともとUMNO内に政治基盤のなかったカイリーはUMNO青年部の支持

を獲得するために急進的なブミプトラ政策の遂行など殊更マレー民族主義を鼓舞してマレー人の支持を得ようとする伝統的な政治手法をとった。それが野党ばかりでなく国民戦線の華人政党（MCA）をも刺激するようになる。民族問題を政治的に利用する傾向にアブドラ首相は有効な対応ができなかった。

そうしたなかで2008年3月の総選挙では、野党連合が大幅に躍進し、与党連合は憲法改正に必要な3分の2の議席数を約40年ぶりに下回る無残な結果となった。得票率で見ると（マレーシアは小選挙区制）、与党51.5%に対して、野党連合48.5%、両者が拮抗していることが分かる。

最も注目すべきは、同時に行われた州議会選挙の結果、5つの州で野党政権が誕生したことだ。全マレーシア・イスラム党（PAS）が支配しているクランタン州に加えて、新たにペナン州を筆頭にスランゴール州、ペラ州など経済水準が高く、日系企業が集中している3州が初めて野党政権に取って代わった。マレー人の多いクダー州にも野党政権が誕生した。

今回の選挙で3つの野党（全マレーシア・イスラム党 PAS、人民正義党 PKR、民主行動党 DAP）が人民連盟（PR）という野党連合を結成して与党連合に対決した。野党連合の代表者となったアンワール元副首相（PKRの実質的リーダー）は、早くから NEP を批判して、「1971年に導入された NEP は終了すべきだ、マレー人を華人パートナーと一緒に参加させるように新たなアプローチが必要だ」⁽⁵⁾。「新経済政策の差別的な慣行をなくし、新しいやりかたをすべし、古臭い思考をやめよう」⁽⁶⁾とアンワールは非マレー人の票を集める作戦を展開した。これによって都市部のブミプトラ政策に批判的な華人票がかなり野党に流れたにちがいない。

2008年3月の選挙結果で、ペナン州政府は国民戦線から野党連合に移った。ペナン州首相に就任した DAP のリム・グアンエン書記長は、就任演説で「ペナン連合政府は、NEP がクロニズムと汚職、非効率システムをもたらすので、NEP に基づかずに州の行政を行う」と発表して連邦政府を驚かせた⁽⁷⁾。今後、ペナン州は

（優先的にブミプトラを選抜するという NEP 政策をとらずに）入札制度と州政府との契約制度を導入するという。新州首相は「NEP を実施すると金持ちをより金持ちにさせ、貧乏人を貧乏にさせる。全ての民族の運命と利益は同一であると考えている」⁽⁸⁾と述べたが、マレー人の利益についてどうするのかは語っていない。

2008年3月の総選挙後に、5回の補欠選挙が地方で行われたが、うち4回とも野党連合が勝利している。与党の国民戦線に対する国民の信頼は急速に低下しているといえる。

ブミプトラ政策への批判は野党からだけでない。与党連合の中でも MCA（マレーシア華人協会）の幹部たちが NEP 見直し論を公に発言するようになった。MCA のオン総裁は、2009年2月に「ブミプトラ資本30%参加の規定は、グローバル化による競争力強化のため撤廃すべきだ」と述べた⁽⁹⁾。これは金融危機対策を理由にブミプトラ優遇策の緩和を示唆したものである。このような与党内の華人政党からの発言に対して当然のことながら UMNO 青年部から激

しい反発があった。しかし、前述のようにナジブ首相はブミプトラ政策の段階的の見直しに踏み切った。

3. ブミプトラ資本 30%がなぜ達成できないのか

19%台に低迷

1971年から導入されたNEP(新経済政策)は、資本の再編と雇用の再編などからなる社会構造の再編政策をめざした。このうちブミプトラ資本の30%条項がNEPの根幹としてよく注目されてきた。では、ブミプトラ資本の30%参加とはどのような意味があるのか、なぜ達成されていないのか。

ブミプトラ資本30%条項とは、「ブミプトラが商工業活動の少なくとも30%を所有し、経営すること；具体的には株式資本総額に占めるブミプトラ資本の比率を少なくとも30%まで引き上げること」(第2次マレーシア計画中間報告)に要約される。資本再編の目標は1971年から1990年までの20年間で株式資本保有比率をブミプトラ資本は1.9%から30%へ、非ブミプトラ資本(主に

華人資本)は37%→40%へ、外国資本を61%→30%へと再編することであった。

NEPが終了した1990年末の結果はどうだったか。株式資本総額に占めるブミプトラの保有比率は1990年に19.3%まで上昇したが、目標の30%をはるかに下回った(表1)。これがNEPは失敗したとよく言われる所以である。ブミプトラ資本の30%条項が達成できなかったことのみがクローズアップされてきた⁽¹⁰⁾。

1991年からはNEPに代わって導入されたのが「2020年ビジョン」だ。その最初の10年間の政策がNDP(国民開発政策:1991~2000年)であり、高度成長に支えられた。さらに90年代はブミプトラ企業への株の払い下げを優先する「民営化政策」によってブミプトラの株式資本額は3倍に増加し、2000年までに630億リンギットに達した。しかし、アジア通貨危機によって膨大な債務超過と経営不振に陥った企業の多くは、かつて民営化で台頭したブミプトラ企業群であった。

2000年代に入って経済成長が鈍化し、次の10年間の政策NVP(国

民ビジョン政策：2001～2010年）では、ブミプトラ資本の保有シェアは表1が示すように、1990年の19.3%から上昇するどころかむしろ低下、

横ばい状態にある（2000年18.9%、2002年18.7%、2004年18.9%、2006年19.4%）。

（表1）株式資本の民族別所有比率の変化（1970～2006年）

（単位：額面価額100万リンギット、（ ）は構成比％）

投資主体	1970年	1990年	1992年	2000年	2006年
ブミプトラ	103 (1.9)	20,876 (19.3)	23,731 (18.2)	62,976 (18.9)	120,388 (19.4)
—個人*	Na	15,322 (14.2)	13,496 (10.3)	47,344 (14.2)	93,982 (15.1)
—投資機関	Na	Na	7,282 (5.6)	9,830 (3.0)	16,040 (2.6)
—信託機関	Na	5,556 (5.1)	2,952 (2.3)	5,802 (1.7)	10,366 (1.6)
華人	1,192 (22.5)	49,297 (45.5)	49,484 (37.8)	129,318 (38.9)	263,638 (42.4)
インド人	52 (1.0)	1,068 (1.0)	1,392 (1.1)	5,137 (1.5)	6,968 (1.1)
外国資本	3,208 (60.7)	27,526 (25.4)	42,374 (32.4)	103,909 (31.3)	187,046 (30.1)
証券信託会社	734 (13.9)	9,222 (8.5)	12,474 (9.5)	28,119 (8.5)	41,186 (6.6)
総計	5,289 (100)	108,357 (100)	130,910 (100)	332,418 (100)	621,834 (100)

*1990年のブミプトラ個人はブミプトラ投資機関（ASNやLUTH、LTATなど）をも含む数字。

（出所）1970年はMalaysia, *Mid-Term Review of The Second Malaysia Plan 1971-1975*, 1973, 1990年はMalaysia, *Seventh Malaysia Plan 1996-2000*, 1996, 1992年はMalaysia, *Mid-Term Review of The Sixth Malaysia Plan 1991-1995*, 1993, 2000年はMalaysia, *Mid-Term Review of The Eighth Malaysia Plan 2001-2005*, 2001, 2006年はMalaysia, *Mid-Term Review of The Ninth Malaysia Plan 2006-2010*, 2008.

一方、ブミプトラ政策の主たる目標ともなっている「ブミプトラ資本30%達成」に関するマレーシア政府の姿勢が必ずしも一定していない。1991年から「2020年ビジョン」が導入されると、NEPと違って「2020年ビジョン」の精神に従って、ブミプトラ資本保有率目標の30%をいつまで達成するかを年限設定をあえてせず、30%を努力目標とした。しかし2000年になると、ブミプトラ比率が19%から全く上昇していないことから、2001年発表の第3次長期展望（OPP3）では30%達成の目標を2020年までとはっきりと提示した。

しかし、それから2年後の2003年には、8次マレーシア計画中間報告書の中で、ブミプトラ資本達成30%を2010年まで繰り上げる、と強気な方針を打ち出した。ところが2006年4月に今度は第9次マレーシア計画書で30%達成目標を2020年に再び延長した。これはアジア通貨危機後のゆるやかな経済成長率という現実を直視したことによる。そして中間の2010年には20~25%まで達成するという目標に修正した。

ナジブ政権は、これまでみたよう

にブミプトラ資本30%の出資規制を緩和したものの、2020年までの30%達成目標についてはふれていない。これまでの政策を踏襲しているものとみられる。

ブミプトラ株式資本が売却

1990年代の高度成長期に確かにブミプトラ企業は躍進したが、同時に華人資本と外資も拡大したので、ブミプトラ資本の占める比重は相対的に19%台からほとんど動かなかったのかもしれない。それにしてもなぜブミプトラ資本の30%目標が過去40年間にわたって達成できなかったのか？

第1の要因は、マレー人個人が取得した株式資本を目先の利益のためにすぐに売却してしまうから、全体としてブミプトラの資本保有比率が19%台のまま上昇しないのだ。これは、ブミプトラ政策を動かしてきたマハティール元首相自身がマレー人に向かって何度も警告してきたことでもある。

2002年にマハティール首相は、「ブミプトラの株式資本は本来なら目標の30%を超えているのにそれが実現

できないでいるのは、せっかく政府の支援によって取得した株式をブミプトラがすぐに転売してしまうからだ」と苦情を述べた⁽¹¹⁾。首相引退後もマレー人批判を繰り返した；

「マレー人は安易な方法で早く金持ちになりたがる文化をもつ傾向がある。これが30%の経済シェアを確保するというNEPの目標達成に失敗した原因でもある。このような文化があるため、マレー人は競争力の向上のため努力しつづけない、それどころか政府から与えられた機会をすぐ売って安直さを求める。政府が与えたものをもし売却しなかったら、ブミプトラ資本30%の目標を十分に達成できたはずだ」⁽¹²⁾。

1993年に政府が発表した『1991～95年第6次マレーシア計画中間報告書』の中でもブミプトラの資本売却の事実を克明に指摘している。ブミプトラ資本の比率が90年の19.3%から92年に18.2%に低下した(表1を参照)のはなぜか、を次のように報告している⁽¹³⁾；

「90年から92年にブミプトラの資本売却額が増加した。ブミプトラが売却した固定資産および株

式資本の金額はそれらの取得額よりも大きく、ネット売却額は90年の9,590万リンギットから92年に一挙に8億3,450万リンギットに膨れた。

さらに、クアラルンプール証券市場に上場された企業についても同様にブミプトラ株式資本が売却される現象が見られた。90～92年に上場された新規企業のうち、ブミプトラ資本の比率は上場時に41.4%もあったものが、93年には29%までに低下した。90年以前に上場された払込資本金5,000万リンギット以上の大企業については、ブミプトラ株の売却がもっとひどい。上場時にブミプトラ資本のシェアは30.3%あったのが、93年には13.5%までに縮小している。

よって上場企業のうちブミプトラ株式資本の93年の売却額は、額面価格で18億リンギットに達した。もしこの18億を売らずに保有されていたとすれば、92年のブミプトラ資本額は237億リンギットでなく(表1参照)、本来なら255億リンギットに増加したはずだ。ブミプトラ資本のシェアは18.2%

ではなく、19.5%に上昇したことになる。このようブミプトラがその株式資本を売却したために、ブミプトラの資本シェアが低下したのだ。なお、90年代に入ると二桁の高度経済成長を反映して株式市

場が好調だったので、売却したブミプトラの株式資本額 18 億リンギットは、当時の市場価格で換算すれば、額面価格の 10 倍に相当する 185 億 RM にも達したと推定される」

(表 2) ブミプトラ保有の固定資産・株式資本の 3 年間の売却と取得
(1990~1992 年、市場価格ベース)

	1990 年	1991 年	1992 年	合計
<固定資産>				
● 非ブミプトラへの売却／からの取得	-313.0	-110.1	-96.5	-519.6
● 外国人への売却／からの取得	-299.6	-18.8	-131.3	-449.7
◎ ブミプトラによる固定資産の取引合計	-612.6	-128.9	-227.8	-969.3
<株式資本>				
● 非ブミプトラへの売却／からの取得	354.0	66.6	-622.9	-202.3
● 外国人への売却／からの取得	162.7	128.8	16.2	307.7
◎ ブミプトラによる株式資本の取引合計	516.7	195.4	-606.7	105.4
総計	-95.9	66.5	-834.5	-863.9

(出所) Malaysia, *Mid-Term Review of the Sixth Malaysia Plan 1991-1995*, 1993

ブミプトラ資本の売却は民営化プロジェクトでも見られる。民営化政策ではブミプトラ資本に30%以上を民営化するという規則があるので、民営化＝ブミプトラ資本の拡大という構図となっている。ところが、民営化された企業でもせつかく確保したブミプトラ資本はやがて売却されるという現象が生じた。同報告書によると、1990年に民営化された企業67社（上場企業も含む）のブミプトラ資本の保有額は90年の19億リンギットから93年に22億リンギットに増加した（額面価格）。しかしながら、やがてブミプトラ資本が売却されるようになり、民営化された企業のブミプトラ資本のシェアは90年の59.8%から93年に38.4%へと低下したという⁽¹⁴⁾。

以上から、折角確保したブミプトラ資本は、株の売却利益を求めて、売却される傾向にある。これではブミプトラ資本の比率がいつになっても30%にならないわけだ。ナジブ首相もブミプトラ企業にとってコントラクトを取得すること自体が重視され、実行するよりも転売して利益を求める、これでは30%の目標は達成

できない、と述べている⁽¹⁵⁾。

なお、民営化政策によりブミプトラ企業への優先的な株式の払い下げはブミプトラ企業の経営力を向上させ、競争力のあるブミプトラ企業に発展して行く、というマハティール首相が意図した開発主義の方向は、現実には実現していなかった。折角取得した株式を売却してしまうことのほかに、民営化を利権と見なすようになり、ブミプトラ企業間およびブミプトラ企業とリンクしたUMNO政治家の間での民営化による開発利権の争奪合戦となった。これが汚職構造をつくり、政治権力抗争を助長させた⁽¹⁶⁾。

ブミプトラ資本の経営能力は？

ブミプトラ資本30%がなぜ達成できないのかの2つ目の理由は、ブミプトラ政策によって便宜と機会が政府から与えられたのだが、それをうまく活用発展できる経営能力のあるブミプトラ産業人が十分に育っていないからだ。前述したように、アジア通貨危機においてブミプトラ企業の弱点が露呈した。ここでも生みの親マハティール首相が苦情を述べ

ている。2002年の辞任発表直前の新聞インタビューで「変革をしようとしないうマレー人の態度にとくに失望している。マレー人はなぜ態度を変えようとしないうのか、なぜ現状に安住するのか、忘れっぽいのか、政府の援助を当たり前と思っているのか、特権を受けることを恥ずかしいとなぜ思わないのか」⁽¹⁷⁾、と苦言を述べた。

引退したマハティール氏は、2004年に「マレー人はいつも政府が支援してくれるという考えを捨てるべきだ」、と演説した。マレー人保留地に象徴されるマレー人の特権や保護を必要とするマレー人に対して、マハティールは批判的であった（マレー人保留地はマレー人同士の売買は認められるが、非マレー人への売却は禁止）。「マレー人は、マレー人保留地のように政府から与えられた特権があることをむしろ恥じるべきだ。なぜならそのような特権があることはわれわれマレー人がまだ弱体であり、（政府の）保護を必要としていることを示すからだ」⁽¹⁸⁾。

また、マハティール首相は、ブミ

プトラのために自助努力が足りないとも述べ、「ブミプトラは与えられた機会をいかに利用し、現実の富に変えていくかの術を知らねばならない。ブミプトラが成功するには、非ブミプトラが持っている質の高い経営能力が必要であり、大きな文化的変革が求められている」と言い切り、華人に見習うようマレー人に訴えているのが注目される⁽¹⁹⁾

90年代末のアジア通貨危機によって倒産の危機に追い込まれた経営力に乏しい多くのブミプトラ企業に対して、政府はブミプトラ政策の観点から見殺しにできず、結局のところ、2000年頃から公的資金による救済や政府による株式買い上げ、つまり「再国営化」によって事態を乗り切ることにしたのである。政府系企業（GLC）がその受け皿になった。なお、GLCの多くが会計士などの経験を経た能力の高い若い世代のブミプトラ経営者によって運営されているのが注目される⁽²⁰⁾。彼らこそやがてブミプトラ産業社会をリードしていくことが期待される。

4. ブミプトラ政策の“自由化”

教育の自由化が先行

「2020年ビジョン」の下で、先進国社会に早く追いつくために産業の高度化と技術教育の向上に役に立つなら、これまでのブミプトラ優遇政策を“自由化”してでも開発を優先しようという開発主義の姿勢が90年代のマハティール政権に強まった。最初に教育分野で顕著にみられた。ブミプトラ政策は教育面ではブミプトラ子弟の大学進学機会を拡大させたばかりか、有能なブミプトラ研究者を大量に海外に留学させて博士号取得に貢献したことは明白である。その反命、教育分野では脱ブミプトラ政策への動きも以下のように早かった。

①大学教育は政府の言語政策に従って、すべて国語であるマレーシア語で教育されてきたが、「2020年ビジョン」により理系の分野で技術教育を急ぐため英語の教材を使うなどで英語での教育を推進すべき、と1993年にマハティール首相が発言したのを契機にして、同年頃から大学における理系の科目は英語による授業が大幅に自由化された。

②多民族国家ゆえに教育・言語政策は政治問題に直結するため、教育行政は連邦政府がコンロールする必要から私立大学を認めなかった（国立大学が20校）。ところが、「2020年ビジョン」の導入とともに、90年代に入ると技術教育の向上の必要性から理系の私立大学の設置を相次いで認可した（2008まで20校が開校）。華人社会が60年代から要求していた独立大学（Merdeka University）の設置もようやく認可された。

③最も重要な政策転換は、5.13事件（1969年5月13日に勃発したマレー・華人間の大規模な民族暴動）以降導入されてきた国立大学の種族別入学枠（ブミプトラ55%、非ブミプトラ45%）を2002年から撤廃し、代わって実力主義（メリットクラシー）を導入したことだ。その結果、大方の予想に反してブミプトラ学生の入学比率が6割を占め、ブミプトラの入学比率が高くなった。

④2003年から段階的に初等学校および中等学校で算数と科学の授業をすべて英語で行うという大胆な教育方針をマハティール首相が決

定した。これによって全ての公立の小学校1年生および中学1年生、4年生のクラスで数学と科学の授業をこれまでのマレーシア語から英語に一斉に切り換えた。ところが、2009年にナジブ政権になると英語による教育が必ずしも成果を挙げていないという理由で2010年から英語からマレーシア語に再び戻すことが決定された。

⑤同じくナジブ政権の下で、2010年から前述の種族や宗教に関係なく有能な学生を支援する National Scholarship 制度が導入される予定である。

教育以外の分野では、マレー人に与えられた特権の例として先にあげた「マレー人保留地」について、2004年にナジブ副首相の下で、「(副首相管轄下の) 国家土地審議会がマレー人保留地を開発のために非マレー人に最長 60 年間リースすることを許可する、というマレー人保留地法の修正が決まった」⁽²¹⁾。

もう一つは、昨今のグローバリゼーションという流れがマレーシアにブミプトラ政策の自由化を求めたこ

とである。ブミプトラ政策の一環としてプロトン・プロドゥアの国民車生産に保護主義を導入してきたが、AEESEAN の自由貿易地域 (AFTA) への協調が求められ、同時に日本とマレーシアとの経済連携協定 (JMEPA) が 2006 年から発効したことにより、自動車・同部品の関税を引き下げた。国民車保護にかかわるブミプトラ政策は修正を余儀なくされた⁽²²⁾。

5. ブミプトラ政策の旗印は下ろせないか

2009年4月と6月にサービス産業および上場企業におけるブミプトラ資本 30%出資義務の即時撤廃を発表したナジブ首相は、NEP 的要素(ブミプトラ優遇策のこと)を段階的に廃止していく考えを表明してきた。

「NEP については現状維持ではなく、成長を阻害するような出資比率の規制などは変革していく。平等で公正な社会という究極の目標を守りながら、それに向けてやり方をいかに調整していくかだ」とナジブ首相は記者会見で述べている⁽²³⁾。

では、ナジブ政権の下でブミプトラ政策を抜本的に見直したり、廃止する可能性はあるのだろうか。野党勢力が拡大している政治環境が続くと見込まれるので、ブミプトラ政策の行き過ぎた運用は今後も見直しされていくだろう。しかし、マレーシアの政治経済を中長期的に見ると、ブミプトラ政策の看板は容易に下ろしにくい事情がある。

第1に、民族間の経済格差はNEPがスタートした70年代と比べれば、かなり改善されてきたといえるものの、ブミプトラと華人の間の所得格差は依然として大きく(表3参照)、多民族社会の調和ある平等な社会の実現という課題は引き続き妥当性をもつ。そのうえ、民族内部の所得不

均衡問題ともからんでくる。図1は、マレー人と華人のそれぞれの社会内部での所得分布(2007年)を鳥瞰したもののだが、華人社会は月額世帯所得が5,000リンギット以上の中高所得者階層の占める割合が華人全体の32%に膨らんでいるのに対して、マレー人社会の42%までもがまだ2,000リンギット以下の低所得者階層に集中している。このよう所得の不均衡は民族間の問題よりも社会階層上の問題から見るができるかもしれない。しかし、マレーシアの政治的文脈ではまだ“民族の政治”から脱却する枠組みになっていない。ナジブ政権にとってもブミプトラ優遇策を抜本的に止揚するには政治的なリスクがまだ大きすぎる。

(表3) マレーシアの種族別の世帯当り月額平均所得(リンギット)

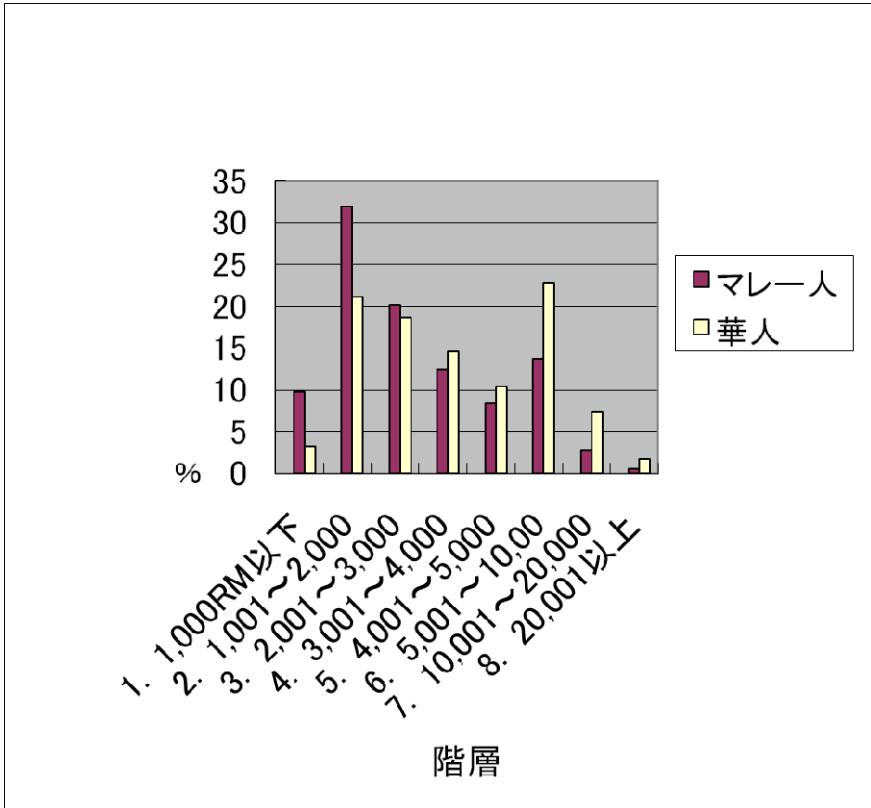
種族別	1970年*	1990年	1999年	2007年	増加倍率 (1990/2007年)
ブミプトラ	172	940	1,984	3,156	3.4倍
華人	394	1,631	3,456	4,813	3.0倍
インド人	304	1,209	2,707	3,799	3.1倍
平均	264	1,169	2,472	3,686	3.2倍

* 半島部マレーシア

(出所) Malaysia, “*The Second Outline Perspective Plan 1991-2000*”, 1991, Malaysia, “*Mid-Term Review on the Nineth Malaysia Plan 2006-2010*”, 2008

(図1) 所得階層別分布の比較 (マレー人社会と華人社会)、2007年

(月額世帯所得)



(出所) *Utusan Malaysia* 12/11/2008 から筆者作成

第2に、マレーシア政府は「ブミプトラ政策」という用語を公式にはこれまで一度も使っていないが、ブミプトラを優遇するという意味のブミプトラ政策とは、「5.13事件」(1969年5月13日に勃発したマレー・華人

間の大規模な民族暴動)の後に導入されたNEP(新経済政策)のことだけではない。ブミプトラ優遇政策は基本的には独立後の『マラヤ憲法』(その後の『マレーシア憲法』)第153条の「マレー人の特別な地位」

(公務員の採用、政府奨学金の供与、政府事業やライセンス供与につきマレー人およびその他のブミプトラを優先するという規定)にそもそも立脚している。第 153 条によってブミプトラに対する経済や教育の優遇が保証されている。NEP は 1990 年に終了したが、その後は NDP と NVP にナジブ首相がいう“NEP 的要素”が引き継がれている。

したがって、ブミプトラ政策を廃止するという事は憲法 153 条との関係がどうなるのか、という難問がブミプトラ側から提起されることになる。仮に野党連合が次期総選挙で政権を獲得したとしても、憲法 153 条問題が残り、ブミプトラ政策の廃止は容易ではない。

しかしながら、2008 年総選挙の結果からしても現状維持はできない、変化を求める声に対応が迫られている。ナジブ政権は、「一つのマレーシア」(One Malaysia) というスローガンを掲げてスタートした。このスローガンは、多民族社会の団結と多民族間の相互尊重を旨として、詳細はまだ明らかでないが、これまでの 2020 年ビジョンのスローガンであ

る「バンサ・マレーシア」(マレーシア国民)の形成と同一である。

2004 年に副首相としてのナジブは、「マレーシアは同化政策をとっていない。同化政策は一国の中にいる多民族の国民を団結させることが出来ない。そこで、マレーシア政府は多民族の調和と繁栄をもたらす‘統合の原理’(principle of integration)を固く守ってきた。国民が団結するという目標の達成こそ重要だ。各民族の文化的豊かさや祝祭を私たちは共有しているのだ」と述べている⁽²⁴⁾。

「一つのマレーシア」「バンサ・マレーシア」形成への理念とブミプトラ政策をなお必要としている現実とのジレンマが厳然としてある。しかし、次回の総選挙が行われるであろう 2013 年までに、ナジブ首相は何らかの形で「ブミプトラ政策」を見直していかざるを得ないだろう。2010 年に策定される第 10 次マレーシア計画(2011~2015 年)で新方針が打ち出される公算が高い。

【注記】

- (1) *Bernama.com* 24/10/2008
- (2) 証券業の自由化としては、①資産運

- 用会社への外資 100%出資を認める (これまでは 49%)、②地場の証券会社と個人顧客向けの資産運用会社への外資出資比率の上限を 49% から 70%へ自由化した、③金融業にかかわる外国人ビザの取得を緩和することになった。また内外資企業による不動産取引は FIC の認可が必要なくなり、自由化した (ただし、2,000 万リングットを越すプミプトラ・政府の不動産取引は除く)。
- (3) *Bernama com* 27/6/2009
- (4) 中村正志「アブドゥラ政権下の政治開放—成果と限界」、『アジア研ワールドトレンド』No.136 (2007.1)
- (5) AP 電 24/3/2006
- (6) *Bloomberg* 4/7/2006。
- (7) *Bernama* 11/3/2008
- (8) 同上
- (9) *Utusan Malaysia* 13/2/2009
- (10) ただし、プミプトラの株式保有比率 (2004 年) は政府が発表する 18.9% ではなく、45%に達しており、目標の 30%をはるかに上回っている、という報告書が民間のシンクタンクから発表されて話題を呼んだ (The Asli 【Asian Strategy and Leadership Institute】 report -- *Corporate Equity Distribution : Past Trends and Future Policy*, 2006) .上場企業を対象に額面価額でなく時価価額をベースにしており、政府 EPU の算出手法とは異なる試算。
- (11) *Utusan Malaysia*, 16/9/2002
- (12) *Utusan Malaysia* 25/8/2004
- (13) *Malaysia, Mid-Term Review of the Sixth Malaysia Plan 1991-1995*, P.67~70, 1993
- (14) 同上
- (15) *Utusan Malaysia*, 27/7/2009
- (16) 詳細は、小野沢純「マレーシアにおけるプミプトラ系企業の再編」、岩崎育夫編『新世代の東南アジア』成文堂、2007 年を参照
- (17) *Utusan Malaysia*, 16/6/2002
- (18) *The Sun* 23/8/2004
- (19) Mahathir Bin Mohamad, *The Way Forward*, Weidenfield & Nivolson. P.111
- (20) 小野沢前掲論文を参照
- (21) *Bernama* 19/8/2009.
- (22) 小野沢純「マレーシア自動車産業の自由化と日本による自動車産業協力」、『国際貿易と投資』No.74 (2008 年冬号) を参照
- (23) *The Straits Times* 22/5/2009
- (24) *Utusan Malaysia* 26/12/2004